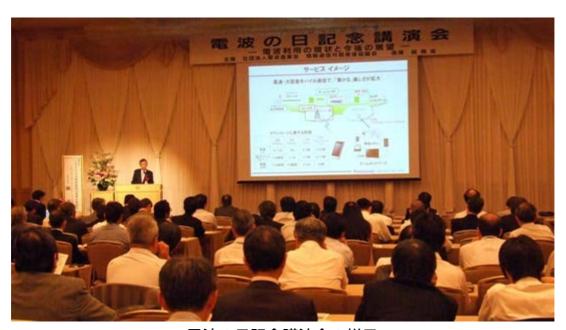
ARIBの動き (=======

電波の日記念講演会を開催

6月4日(金)、社団法人電波産業会及び情報通信月間推進協議会主催、総務省後援による情報通信月間参加行事「電波の日記念講演会」が明治記念館の富士の間(港区元赤坂)において開催されました。

本講演会では、「電波利用の現状と今後の展望」をメインテーマに、総務省総合通信基盤局の桜井俊局長から「電波利用の最近の動向について」の基調講演、UQコミュニケーションズ株式会社の田中孝司代表取締役社長から「モバイルWiMAXサービスが創る豊かな社会」、株式会社テレビ東京の島田昌幸代表取締役社長から「完全デジタル化に向けて映像の進化とテレビ局経営」、パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社の脇治代表取締役社長から「パナソニックの移動体通信事業の取組み」との演題で有意義なご講演を頂きました。

会場は満席となり盛会でした。ご講演の内容は、後日、ARIB機関誌No.70「電波の日記念講演会特集号」(平成22年8月末発行予定)に掲載いたしますのでご覧下さい。



電波の日記念講演会の様子





総務省総合通信基 UQコミュニケー 盤局 ションズ 桜井俊局長 株式会社 田中孝司代表取締役

社長





株式会社テレビ東京 パナソニック モバ 島田昌幸代表取締役 イル 社長 コミュニケーショ

コミュニケーショ ンズ 株式会社

脇治代表取締役社 長

第163回業務委員会を開催

第163回業務委員会を開催しましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成22年6月9日(水) 午後2時から3時50分まで
- 2 場所 当会第2会議室
- 3 議事概要
 - (1) 第³⁰回通常総会、第⁴⁹回理事会及び第²¹回電波功績賞表彰式の開催について説明がありました。
 - (2) 公共ブロードバンド移動通信システム開発部会の設置について報告がありました。
 - (3) 第2回ISDB-Tインターナショナルフォーラムの開催について報告がありました。
 - (4) IEEE及び3GPPによるIMT-Advancedの評価関連会合の概要について報告がありました。
 - (5) 第25回日中韓情報通信標準化会議IMT WG会合の概要について報告がありました。
 - (6) Interphone 研究論文に対する電磁環境委員会の見解について報告がありました。

電気通信・放送行政の動き 🔙

「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書素案」に対する意見募集 【平成22年6月9日の総務省報道資料から】 徹也 日本大学芸術学部教授)の報告書素案について、本日から平成²²年⁶月²²日(火)までの間、意見募集を行います。

1経緯

総務省は、ラジオをはじめとした地域情報メディアの将来像について多様な 角度から検討を行うため、平成²²年²月から「ラジオと地域情報メディアの今 後に関する研究会」(以下「研究会」)を開催しています。

今般、各方面からの多様な意見を今後の議論に反映するため、報告書素案 (別紙¹) に対する意見募集を行います。

なお、本素案は、研究会が最終的に取りまとめた報告書案ではなく、その前 段階の検討途上のものです。提出された意見については、研究会における議 論の中で活用させていただく予定です。

2意見公募要領

(1) 意見募集対象: 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書素案」

報告書素案で想定されているV-Low帯マルチメディア放送のハード事業、 ソフト事業について、参入を検討している立場から意見提出をされる場合 には、どのような事業のどのようなアプリケーション、サービスの提供を 検討しているのか、記述願います。なお、意見募集への対応によって実際 の申請の審査に影響を与えるものではありません。

意見募集対象は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)の「報道 資料」欄及び電子政府の総合窓口(http://www.e-gov.go.jp)の「パブリック コメント」欄に掲載するとともに、本件連絡先にて配布します。

(2) 意見提出期限: 平成²²年⁶月²²日 (火) ¹⁷時 (必着) (郵送の場合は同日 付け必着)

詳細は意見公募要領(別紙2)を御覧ください。

3今後の予定

今回の意見募集の結果を踏まえて検討を行い、速やかに報告書を取りまと める予定です。

本報道資料の別紙¹、別紙²については、総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu07_02000034.html)を参照ください。

「守ろう! 電波のルール」 -平成22 年度電波利用環境保護周知啓発強化期間等-

【平成22年5月31日の総務省報道資料から】

総務省は、「守ろう! 電波のルール」をキャッチフレーズに、平成 22 年6月 1日(火) ** から同年6月 10 日(木)までを電波利用環境保護周知啓発強化期間と

して、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行います。

当該周知・啓発活動は、電波の利用にはルールがあり、ルールを守らないと社会的な悪影響が大きいことを周知することにより、正しく運用されている無線局及び無線局の利用者を、不法無線局による混信その他の妨害等から保護することを目的として行っているものです。

あわせて、平成 22 年6月1日(火)から同年6月 30 日(水)までの間、不法無線局の取締りを強化することにより、良好な電波利用環境の整備を推進していきます。

※ 6月1日は「電波の日」です。「電波の日」は、昭和²⁵ 年(¹⁹⁵⁰ 年)に 電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府専掌で あった電波の利用が広く国民に開放されたことを記念して設けられました。

1 電波利用環境保護周知啓発強化期間

(1)期間

平成22年6月1日 (火)から同年6月10日(木)まで

- (2)主な周知・啓発活動
- ○キャッチフレーズ

「守ろう! 電波のルール」

アテレビCM

期間中テレビCM放送を実施します。

- イー般新聞、スポーツ新聞及び業界・専門新聞等による周知・啓発 地方紙を含む一般新聞、スポーツ新聞及び業界・専門新聞等に広告を掲 載します。
- ウポスターの掲示

鉄道駅等へのポスターの掲出や、電車・バス等の車内吊り広告等を実施 します。

エリーフレットの配布

無線を使用する団体等に対して、リーフレットにより不法無線局の違法性・反社会性を周知します。

オ監視施設の公開、電波教室等の開催

全国の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)において、別紙1の とおり電波監視施設の公開や、電波教室の開催など、電波利用ルールの 周知・啓発を実施します。

(3)後援

警察庁、海上保安庁

(4)協力省庁及び団体(順不同)

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会及び社団 法人全国陸上無線協会



平成22年度電波利用環境保護用ポスター(本上まなみ)

本報道資料の別紙¹、不法無線局対策の強化については、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000068312.pdf)を参照ください。

ページの先頭に戻る 📥